令和８年５月２６日
文化庁文化資源政策・記念物課

重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「重要文化的景観に係る選定及び届出等に関する規則の一部を改正する省令案」について、令和８年４月２１日から令和８年５月２０日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計４件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

主な意見の概要	文部科学省の考え方
建設が必要であっても、景観を壊さない場所・外観にするよう、義務付けるべきではないか。	文化財保護法第136条で委任された事項を超えるため原案のとおりとさせていただきます。
重要文化的景観は、地域の生活・生業と一体となって形成されてきた代替困難な文化的資産であり、「届出を要しない場合」の拡大は、運用次第で保護の実効性を弱めるおそれがある。今回の改正により、認定鉄塔等提供事業に係る行為が他のインフラと同様に届出不要事由へ追加されるのであれば、その対象範囲と運用上の歯止めを明確にしていただきたい。	省令第４条に掲げる行為によって、また、これらの行為が積み重なる中で、重要文化的景観の選定の解除等につながる可能性が生じないよう、関係者に重要文化的景観の範囲及びその保存活用計画の周知を継続的に図りながら、理解と協力を得る努力をする旨、地方自治体担当部局へ周知を図ってまいります。
届け出不要に反対	ご意見として承ります。
附則の書き方は、「令和八年五月二十七日から施行」ではなく、「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行の日から施行」とすべきではないか。	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律と制度的に一体をなしているとは言えないため原案のとおりとさせていただきます。

※その他本件に直接関係しないご意見が３件ございました。